

## 取引契約書

彦根総合地方卸売市場（以下「市場」という。）において、開設者から買受人の承認を受けた \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）、市場の卸売業者株式会社オーミ青果及び彦根魚市合同株式会社（以下「乙」という。）並びにヒコネカウント株式会社（以下「丙」という。）は、市場において乙が甲に卸売する生鮮食料品等の代金（以下「代金」という。）の決済等について次のとおり契約を締結する。

## （売買取引）

第1条 甲と乙の売買取引は、卸売市場法及び関係諸法令並びに彦根総合地方卸売市場業務規程及び同施行細則の定めるところによるものとする。

## （売買代金の請求及び決済方法）

第2条 乙は、甲に対して毎月10日、20日及び月末（以下「締切日」という。）の翌営業日に代金の請求書を発行するものとする。

2 丙は、代金を甲に代わって乙に支払い、乙の甲に対する代金請求及び受領の権利を取得する。

3 甲は、丙が指定する金融機関に決済口座を開設し、締切日から5日後（当日が金融機関の休業日であるときは翌営業日。以下「精算日」という。）までに当該決済口座に第1項の請求金額を納入するものとする。

4 丙は、第1条の権利に基づき精算日に前項の決済口座から自動振替扱いにより代金の支払いを受けるものとする。

5 現金による決済は、行わない。

## （売買事故等）

第3条 売買上の事故及び誤算があったときは、取引日から3営業日以内に甲と乙が誠意を持って話し合い、解決するものとする。

## （代金未決済の場合の処理）

第4条 乙は、甲の決済すべき代金が口座振替引落不能となった場合、丙を通じて入金の督促を行うこととする。

## （保証金）

第5条 甲は本契約締結にあたり保証金 100,000 円を丙に寄託する。この寄託は消費寄託とし、利息は付けないものとする。

## （完納奨励金）

第6条 乙は、代金が精算日に決済されたときは、甲に対してその代金の1000分の4に相当する完納奨励金を支払うものとし、その支払方法は別に定める。

## （契約の期間）

第7条 この契約の有効期間は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。ただし、期間満了1箇月前までに甲、乙及び丙三者いずれからも意思表示がないときは更に1年間自動的に継続するものとし、以後も同様とする。

この契約締結を証するため本書1通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、乙がその正本を、甲及び丙がその写しを保有する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲

Ⓜ

乙 彦根市安食中町327番地

株式会社オーミ青果

代表取締役 馬場 英一

Ⓜ

彦根市安食中町327番地

彦根魚市合同株式会社

代表取締役 木下 康弘

Ⓜ

丙 彦根市安食中町327番地

ヒコネカウント株式会社

代表取締役 馬場 英一

Ⓜ